©弘兼憲史／講談社

都道府県ごとの産業保健総合支援センターでは、両立支援促進員が治療と職業生活の両立支援を無料でお手伝いします。

1. 事業者や人事労務担当者などからの両立支援に関する相談に応じます。
2. 事業場を訪問し、状況にあった具体的な助言等を行います。また、治療と職業生活の両立への理解を促す教育を実施します。
3. 労働者が治療を受けながら仕事を続けるための、事業場と患者（労働者）間の調整支援をします。
   また、両立支援プラン作成の助言を行います。
4. 産業保健総合支援センターでは、両立支援を普及促進するため、事業者等に対する啓発セミナーを実施しています。

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」をご活用ください。

厚生労働省では、事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフを対象に、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成しました。がんなどの病気を治療しながら働きたい労働者に対して、職場はどのような対応をしたらよいのか、環境整備や進め方、様式例集等、両立支援に向けて事業者が取り組むべき内容を丁寧に紹介する一冊です。

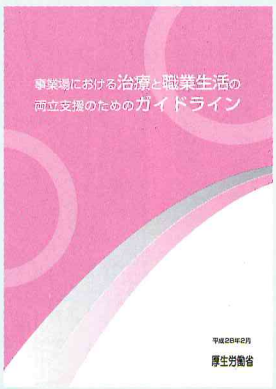

ホームページからガイドラインをダウンロードできます！

厚生労働省ホームページ　http://www.mhlw.go.jp/

（ページ内検索をご利用ください。）

ご相談はお近くの産業保健総合支援センター、労災病院に併設する治療就労両立支援センター又は両立支援部まで

都道府県産業保健総合支援センターへのお問い合わせはこちら ▶▶ ナビダイヤル 0570-038046（サンポヲシロウ）

各労災病院及び産業保健総合支援センターの一覧はこちら ▶▶▶▶▶ 労働者健康安全機構ホームページ https://www.johas.go.jp/

厚生労働省

独立行政法人
労働者健康安全機構

労働者健康安全機構　検索